

Q&A

Q.申請者と入学したお子様で名字が異なっていますが、申請できますか？

A.戸籍謄本等で申請者と入学したお子様の関係が証明できれば、申請することができます。

Q.死別していますが、申請できますか？

A.戸籍謄本等で申請者と入学したお子様の関係が証明できれば、申請することができます。
申請書の【申請者（卒業生）の情報】は、卒業生の情報を記入し、ページ下部の申請者*
の下の空白の部分に代理者の氏名記入と捺印を押してください。その場合のみ、銀行の
振込先が申請者と異なります。

Q.両親とも母校の卒業生です。その場合はそれぞれに申請できますか？

A.お子様個人に対し1回のため、それぞれに申請することはできません。どちらかお1人
の申請をお願いします。

Q.卒業生と同窓会会員は異なりますか？

A.同窓会会員とは、卒業年次（大学、短期大学部、大学院、専攻科）に終身会員として、
会費を納入した方になります。卒業生であっても、同窓会会員であるとは限りません。
なお、同窓会会員には、同窓会より大学通信を郵送しております。

Q.同窓会の住所と現在の住所が異なります。申請できますか？

A.異なっても申請することは可能ですが、できるだけ会員住所の変更をお願いします。
変更は、アカンサス会ホームページ（卒業後の住所変更）をご覧ください。

Q.申請できる対象はどちらへの入学ですか？

A.徳島文理大学、徳島文理大学短期大学部、徳島文理大学大学院、徳島文理大学専攻科、
編入学を含むいずれかへ入学したお子様が対象となります。ただし、お子様個人に対し
1回です。たとえば、短期大学部から編入学等で入学した方で、短期大学部で先に受け
取った方等は対象となりません。

Q.受付期間後に気がつきました。いまからでも申請できますか？

A.入学時の受付期間のみ有効となります。それ以降の申請に関しては、受付をしておりま
せんので、受付期間を確認してください。

Q.大学が行う特待生や奨学金と併用することができますか？

A.母校が行う奨学金で「徳島文理大学・同短期大学部兄弟姉妹同時在学者給付制度」「徳島
文理大学短期大学部専願入試入学者給付制度」とアカンサス会奨学金とは併用できませ
ん。それ以外の特待生や奨学金等は併用することができます。

Q.奨学金振込口座を入学する子どもの口座にできますか？

A.原則として、同窓会会員の口座名義をお願いしておりますが、入学されるお子様への口
座にすることも可能です。